



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

平成30年度要求額
5,000百万円 (3,200百万円)

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）を策定しPDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO₂排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- 事務事業編の策定・改定
 - 事務事業編に基づく取組の強化・拡充（省エネ診断等）
 - 取組実行体制の整備（例：首長をトップとした本部設置）
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。



事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、下記①及び②の提出を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画

※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。

条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針



導入

空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

カーボン・マネジメントのイメージ



全庁的な体制でCO₂削減対策の
Plan/Do/ Check/Act

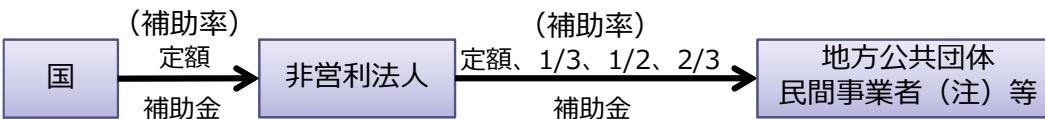
対策ノウハウの
幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、
「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

左記1事業：平成28年度～平成30年度（最大3年間）
左記2事業：平成28年度～平成32年度（最大5年間）



(注) 地方公共団体等と
共同申請するリース会社等

1. 補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市：1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合：定額(いずれも上限額1,000万円)

2. 補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。

※左記2事業では、先進性・モデル性が採択に当たっての審査のポイント